

税務署からのお知らせ

令和5年分の確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

なお、令和6年2月以降は、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力可能となる予定であり、ますます便利になっております。(お勤め先から税務署にe-Tax等で提出された源泉徴収票が対象となります)

また、令和5年10月から開始したインボイス制度につきましては、国税庁ウェブサイトに「インボイス制度特設サイト」を設けております。特設サイトでは、インボイス制度の詳しい情報、インボイス制度に関する説明会の案内、インボイス制度についての解説動画(国税庁動画チャンネル)やQ&Aなどを掲載しておりますのでぜひご覧ください。

問合せ先 津島税務署 ☎0567・26・2161(電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください)

確定申告等における、おむつにかかる費用の医療費控除と障害者控除について

おむつにかかる費用の医療費控除

おむつの利用にかかった費用を所得税、住民税の医療費控除として確定申告等を行うことができる場合があります。確定申告等でおむつにかかる費用の医療費控除を初めて受ける方は「おむつ使用証明書」と「領収書等」が必要です。

なお、おむつにかかる費用の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護・要支援認定をお持ちの方は「おむつ使用証明書」を市が交付する「主治医意見書を確認した書類」に代えることができます。「主治医意見書を確認した書類」は必要事項を確認後、後日郵送しますので、介護保険被保険者証と印鑑を持参し、高齢福祉課窓口で申請してください。

※「おむつ使用証明書」は主治医にご相談ください。

障害者控除

身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも、65歳以上で、令和5年12月31日現在(死亡の場合はその日)の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以上の障がいがあると認められる方は、市長が交付する「障害者控除対象者認定書」により「障害者控除」、または「特別障害者控除」を受けることができます。

対象者には、1月下旬に「障害者控除対象者認定書」を送付します。また、要介護認定申請中の方、または要介護認定を継続して転入された方につきましては、2月以降に送付します。必要であれば確定申告等のときにご利用ください。

※身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、障害者手帳等では特別障害者に該当しないが、障害者控除対象者認定書では特別障害者に該当する場合に障害者控除対象者認定書を送付します。

※この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行うものではありません。

各申請窓口 高齢福祉課

問合せ先 高齢福祉課(介護保険係) ☎444・3141 FAX443・2571